

杉並区老朽危険空家の除却工事費助成金交付要綱

平成 28 年 9 月 29 日

杉並第 30146 号

改正 平成 29 年 9 月 29 日杉並第 32596 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内全域において建物老朽化等により周辺に著しい影響を及ぼしている老朽危険空家について、除却工事に要した費用の一部を助成することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空家 特定空家等及び住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）第 1 条の規定により不良住宅として判定されるもの（以下「特定空家等に準じるもの」という。）をいう。
- (2) 除却工事 仮設工事、建築物（基礎を含む。）の撤去工事及び整地工事をいう。
- (3) 不燃化特区 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成 25 年 3 月 29 日決定 24 都市整防第 598 号）第 5 条の規定に基づき、東京都知事が不燃化推進特定整備地区として指定した区域のうち、杉並区内の区域をいう。
- (4) 住民税 都道府県民税及び市町村民税（特別区民税を含む。）をいう。
- (5) 暴力団 杉並区暴力団排除条例（平成 24 年杉並区条例第 5 号。以下「排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。

(対象区域)

第 3 条 この要綱による助成の対象区域は、杉並区全域とする。ただし、不燃化特区の区域を除くものとする。

(助成対象建築物)

第 4 条 この要綱による助成の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、老朽危険空家であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 年間を通じて使用されていないもの
- (2) 共同住宅及び長屋については、全住戸が空室となっているもの
- (3) 所有者が個人であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合においては助成の対象としない。

- (1) 法第14条第3項の規定に基づく、措置を命じられている場合
- (2) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場貸付等を業とするものが当該業のために行う除却工事である場合
- (3) 国、地方公共団体その他の団体からこの要綱に基づく助成と同種の助成を受けている場合
(助成対象者)

第5条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 助成対象建築物の所有者（当該建築物に複数の所有者が存在する場合にあつては、全ての所有者によって合意された代表者）であること。
- (2) 助成金交付申請時に住民税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
(助成対象費用)

第6条 この要綱による助成の対象となる費用は、老朽危険空家の所有者が実施する助成対象建築物の除却工事に係る費用（以下「除却工事費」という。）とする。
(助成金の交付額)

第7条 助成金の交付額は、除却工事費の5分の4を乗じて得た額とし、1件につき150万円（消費税を含む。）を限度として、区の予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 申請者は、除却工事の着手前に老朽危険空家の除却工事費助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長宛てに申請するものとする。

- (1) 位置図（付近の見取図）及び配置図
- (2) 除却工事に係る見積書（写しでも可）
- (3) 前年度の住民税納税証明書又は非課税証明書及び申請時における住民票
- (4) 助成対象建築物及びその建築物が存在する土地に係る不動産登記の全部事項証明書、その他所有者を特定できる書類（区長が認めるものに限る。）
- (5) 全ての所有者の同意書（助成対象建築物を共有している場合に限る。）
- (6) 除却工事の着手前（助成対象建築物を2方向以上から撮影したもので、その全景が分かるもの）の写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(助成金の交付決定及び通知)

第9条 区長は、前条の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、現地調査を実施した上で、助成金の交付を決定したときは老朽危険空家の除却工事費助成金交付

決定通知書（第2号様式）により、助成金を交付しないことを決定したときは老朽危険空家の除却工事費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者宛てに通知する。

2 前項の規定による現地調査を実施した結果、助成金の交付決定前に助成対象建築物の除却工事に着手している場合は、助成の対象外とする。

3 区長は、第1項の交付決定の通知に当たり、次に掲げる条件を付することができるものとする。

(1) 助成金を除却工事の目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 助成金の経理に不正な行為を行わないこと。

(3) その他区長が特に必要があると認める事項

(申請内容の変更等)

第10条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）が交付申請書の内容を変更する場合は、老朽危険空家の除却工事変更等申請書（第4号様式）に申請内容の変更を示す図書及び書類を添えて、あらかじめ区長宛てに申請し、変更について承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、老朽危険空家の除却工事変更等承認（不承認）通知書（第5号様式）を助成決定者宛てに通知する。

(申請の取下げ)

第11条 助成決定者が助成の申請を取り下げの場合は、老朽危険空家の除却工事費助成金交付申請取下げ届（第6号様式）を区長宛てに提出するものとする。

(工事の着手)

第12条 助成決定者は、決定通知書の受領後、速やかに当該工事に係る契約を締結すると

ともに、除却工事着手後に老朽危険空家の除却工事着手届（第7号様式）を区長宛てに提出するものとする。

(工事完了報告書の提出)

第13条 助成決定者は、除却工事完了後、速やかに老朽危険空家の除却工事完了報告書（第8号様式。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

(1) 除却工事に係る契約書の写し又は契約内容を記載した書面で区長が認めるもの

(2) 除却工事費に係る領収書（写しでも可）又はその他これに類する書類

(3) 除却工事完了後（第8条第7号で定めるものとほぼ同位置から撮影したもの）の写真

(4) その他区長が必要と認めるもの

(助成金の交付額の確定)

第 14 条 区長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めた場合は、交付すべき助成金額を確定した後、老朽危険空家の除却工事費助成金交付確定通知書（第 9 号様式）により助成決定者宛てに通知する。

（助成金の交付請求及び支払い）

第 15 条 助成決定者は、前条の規定により確定通知を受けたときは、老朽危険空家の除却工事費助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第 10 号様式）を区長宛てに提出するものとする。

（交付後の状況確認）

第 16 条 区長は、必要があると認めるときは、老朽危険空家の除却工事助成状況報告書（第 11 号様式）により、助成決定者から助成対象建築物に関する現況報告を求めることができる。

（助成金交付決定の変更）

第 17 条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を変更することができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2） 助成金の交付決定の内容又はこれに付した助成の条件に違反したとき。
- （3） 正当な理由なく除却工事を中止したとき。
- （4） 前 3 号に掲げる場合のほか、区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を変更したときは、老朽危険空家の除却工事費助成金交付決定変更通知書（第 12 号様式）により助成決定者宛てに通知する。

（助成金の返還請求）

第 18 条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を変更した場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（協議）

第 19 条 助成決定者は、区から建築物の除却工事後に跡地の活用について、無償による借上げの要望等があった場合には、協議に応じるものとする。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付が決定された助成金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日杉並第 32596 号）

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

杉並区長 宛

住所
 申請者 氏名 ⑩
 電話 ()

老朽危険空家の除却工事費
 助成金交付申請書

杉並区老朽空家の除却工事費助成金交付要綱第8条の規定に基づく除却工事費の助成金を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、下記の土地、建築物等に立ち入り、現地調査を行うことを承諾します。

また、この申請に係る個人情報については、杉並区の空家等対策において使用することを承諾します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区 丁目 番 号		
建築年数	築 年	敷地面積 建物面積 延べ面積	m ² m ² m ²
建築物用途	専用住宅・併用住宅()・共同住宅・長屋		
構造・規模	木造・木造と鉄骨造による混構造 地下 階 地上 階		
工事着工予定日	年 月 日		
工事完了予定日	年 月 日		
助成金交付申請額	円		

※ 併用住宅の場合は、住宅以外の用途を()内に記載してください。(例：店舗、事務所)

受付欄	
-----	--

杉並第 号
年 月 日

様

杉並区長

老朽危険空家の除却工事費
助成金交付決定通知書

年 月 日付で提出された老朽危険空家の除却工事費助成金交付申請に係る助成金については、下記のとおり交付することを決定いたしましたので通知します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区 丁目 番 号	
申請者	住所	
	氏名	
助成条件	(1) 助成金を除却工事の目的以外の用途に使用しないこと。 (2) 助成金の経理に不正な行為を行わないこと。	
備考		

杉並第 号
年 月 日

様

杉並区長 印

老朽危険空家の除却工事費
助成金不交付決定通知書

年 月 日付で提出された老朽空家の除却工事費助成金交付申請に係る助成金については、下記の理由により不交付と決定いたしましたので通知します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区 丁目 番 号	
申請者	住所	
	氏名	
理由		

年 月 日

杉並区長 宛

住所
申請者 氏名 ⑩
電話 ()

老朽危険空家の除却工事
変更等申請書

年 月 日 杉並第 号で老朽危険空家の除却工事費助成金交付決定通知を受けた助成対象建築物の除却工事について、下記の理由により内容を変更したいので申請します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区 丁目 番 号
助成金交付決定番号	第 号
助成金交付決定年月日	年 月 日
変更等内容	
変更等理由	

※ 工事見積内容・工事費見積額に変更がある場合は、変更後の工事見積書を添付してください。

受付欄	
-----	--

杉並第 号
年 月 日

様

杉並区長

老朽危険空家の除却工事
変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付で提出された老朽危険空家の除却工事変更等の申請については、下記の理由により除却工事変更等を承認（不承認）といたしましたので通知します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区	丁目	番	号
申請者	住所			
	氏名			
理由				

年 月 日

杉並区長 宛

住所
申請者 氏名 (印)
電話 ()

老朽危険空家の除却工事費
助成金交付申請取下げ届

年 月 日付で提出した老朽危険空家の除却工事費助成金交付申請について、下記の理由により取下げます。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区	丁目	番	号
助成金交付決定番号		第		号
助成金交付決定年月日		年	月	日
理由				
			受付欄	

年 月 日

杉並区長 宛

住所
申請者 氏名 (印)
電話 ()

老朽危険空家の除却工事着手届

年 月 日 杉並第 号で老朽危険空家の除却工事費助成金交付決定通知を受けた助成対象建築物について、下記のとおり除却工事の着手を届出します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区	丁目	番	号
助成金交付決定番号		第		号
助成金交付決定年月日		年	月	日
工事着工予定日		年	月	日
工事完了予定日		年	月	日
備考				
				受付欄

年 月 日

杉並区長 宛

住所
申請者 氏名 (印)
電話 ()

老朽危険空家の除却工事完了報告書

年 月 日付で老朽危険空家の除却工事着手の届出をした下記の助成対象建築物について工事が完了しましたので、杉並区老朽空家の除却工事費助成金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区	丁目	番	号
助成金交付決定番号		第		号
助成金交付決定年月日		年	月	日
工事着工日		年	月	日
工事完了日		年	月	日
備考				

※ 添付書類

- 除却工事に係る契約書等の写し・その他 ()
- 除却工事費に係る領収書又はその他これに類する書類
- 除却工事完了後の写真

受付欄	
-----	--

杉並第 号
年 月 日

様

杉並区長

老朽危険空家の除却工事費
助成金交付確定通知書

年 月 日付で提出された老朽危険空家の除却工事費助成金交付申請書に係る助成金については、下記のとおり交付金額が確定いたしましたので通知します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区 丁目 番 号	
申請者	住所	
	氏名	
助成金交付確定金額	円	
備考		

年 月 日

杉並区長 宛

住所
申請者 氏名 (印)
電話 ()

老朽危険空家の除却工事費助成金
交付請求書兼口座振替依頼書

年 月 日 杉並第 号で交付確定通知のあった老朽危険空家の除却工事費助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額									円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

なお、請求金額は下記の口座に振込み願います。

振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農 協								本店 支店
振込 口座	預金種別	普通								当座
	口座番号 (右詰め)									
	フリガナ									
	口座名義									

※1 振込先金融機関、預金種別、口座番号、口座名義の各欄を漏れなく記入してください。

※2 口座名義は申請者氏名と同一にしてください。

受
付
欄

年 月 日

杉並区長 宛

申請者 住所
氏名 (印)
電話 ()

老朽危険空家の除却工事
助成状況報告書

杉並区から依頼のあった老朽危険空家の除却工事費助成金交付を受けた助成対象建築物の状況について、 年 月 日における状況を下記のとおり報告します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区 丁目 番号
助成対象建築物に関する現況報告	
	受付欄

杉並第 号
年 月 日

様

杉並区長

老朽危険空家の除却工事費
助成金交付決定変更通知書

年 月 日 杉並第 号で通知した老朽危険空家の除却工事費助成金交付決定については、下記の理由により変更しましたので通知します。

記

建築物所在地 (住居表示)	杉並区 丁目 番 号		
申請者	住所		
	氏名		
理由			